

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号。以下「執行規則」という。）第2条に規定する工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。第3条及び第7条において同じ。）の規定によって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして競争入札を行う場合の事務手続に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「調査基準価格」とは、執行規則第7条の2の調査基準価格をいう。

2 この要綱において「低価格入札」とは、調査基準価格を下回る価格の入札をいう。

3 この要綱において「低価格入札者」とは低価格入札を行った者をいう。

(適用対象)

第3条 すべての工事に係る競争入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定によって落札者を決定することがあるものとして行う。

第2章 入札手続き等

(調査基準価格の決定等)

第4条 契約担当職員（広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第2条第1項の契約担当職員をいう。）並びに公営企業管理者又はその委任を受けた職員（以下「契約担当職員等」という。）は、前条に規定する工事に係る契約について、予定価格の100分の85以上100分の92以下の範囲内で、その都度、調査基準価格を決定する。

2 前項の調査基準価格の額は、次のとおりとする。

(1) 広島県の電子入札システムを利用して入札を行う電子入札案件（以下「電子入札案件」という。）

予定価格に対して適切に積算されていると認められない者を除いた入札参加者（以下「算出対象者」という。）の入札価格の平均額から標準偏差の2分の1を引いた額（電子入札システムにより自動計算されたもの）に消費税及び消費税相当額を加えた額とする。

なお、算出対象者が5者未満の場合には、算出対象者の入札価格の平均額に概ね100分の95を乗じた額（電子入札システムにより自動計算されたもの）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

標準偏差（ σ ）の算出式は次式とする。

$$\sigma^2 = \frac{1}{n-1} \sum_{i=1}^n (xi - \bar{x})^2$$

n : 算出対象者数

xi : 入札価格

$\bar{x}$: 入札価格の平均

(2) 電子入札案件以外

予定価格算定の基礎となった額に 100 分の 90 を乗じ（予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が 100 万円以上の場合は 10 万円単位、100 万円未満の場合は 1 万円単位とし、端数は切り捨てる。）、消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

- 3 契約担当職員等は、電子入札案件においては、予定価格調書の入札書比較価格が記載された行の下に「調査基準価格（変動型）」と記載する。また、電子入札案件以外においては、具体的金額を「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を「調査基準価格の税抜額〇〇円」と記載する。

（入札参加者への周知）

第 5 条 入札執行規程（昭和 36 年監第 3434 号）第 3 条に規定する入札執行者は（以下「入札執行者」という。）は、入札公告又は入札条件等に、次の各号に掲げることを記載して、入札参加者へ周知する。

- (1) 第 10 条に定める低価格入札者を落札者として請負契約を締結するときの措置の概要
- (2) 調査基準価格が設けられている旨
- (3) 低価格入札があったときは、調査の上で落札者を決定し、後日通知をする旨
- (4) 低価格入札者が前号の調査に協力すべき旨
- (5) 低価格入札者は、別記 1「適正な履行確保の基準」を満たすものでなければ、落札者とならない旨

（入札の執行）

第 6 条 入札執行者は、低価格入札があったときは、落札者を決定しないで開札を終了する。

- 2 入札執行者は、前項の規定によって開札を終了する際には、開札に立ち会っている入札者（入札者が開札に立ち会っていないときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 1 項後段（同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の当該入札事務に関係のない職員）に向かって、次の各号の区分に従い当該各号に定める内容の宣言をしなければならない。

- (1) 一般競争入札「地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により、調査の上、後日落札決定をする。落札の決定をしたときは、通知する。」
- (2) 指名競争入札「地方自治法施行令第 167 条の 13 において準用する同令第 167 条の 10 第 1 項の規定により、調査の上、後日落札決定をする。落札の決定をしたときは、通知する。」

第 3 章 低入札価格調査

（調査の実施等）

第 7 条 契約担当職員等は、前条の規定により落札者を決定しないで開札を終了したときは、直ちに、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無に関する調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。

- 2 低入札価格調査は次の手順で実施する。

- (1) 全ての低価格入札者について、広島県工事費内訳書取扱要領に定める工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）の様式 1（工事費内訳書（表紙））の「低入札価格調査に係る意向確認」番号 1 により、低入札価格調査の対象となった場合に調査を受け契約を締結する意向の有無について確認し、あわせて、第 3 項で定める重点的な調査（以下「重点調査」という。）の場合は、番号 2 により重点調査を受け契約を締結する意向の有無についても確認する。また、当該工事の請負対象設計金額（以下「設計金額」という。）が 5 億円未満の場合は、上記において調査を受け契約を締結する意向がある者に対し、別記 1「適正な履行確

保の基準」による「1 数値的判断基準」を確認する。

- (2) 電子入札案件の場合、又は電子入札案件以外で当該工事の契約締結後に予定価格を公表する案件の場合、契約担当職員等は、最低の価格をもって申込みをした低価格入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、あらかじめ指定した期日（以下「提出期限」という。）までに工事費内訳書の様式2（レベル4まで記載された「工事費の内訳」及び「下請人及び見積額」）及び様式3（労務賃金調書）（以下「追加の工事費内訳書」という。）を提出するよう、広島県工事費内訳書取扱要領に定める別記1「低入札価格調査資料等提出依頼書」により求める。

なお、電子入札案件かつ重点調査の場合、電子入札案件以外で当該工事の契約締結後に予定価格を公表かつ重点調査の場合、当該工事の設計金額が5億円以上で低価格入札の場合、又は契約担当職員等が必要と認める場合は、低価格入札者に対し、提出期限までに追加の工事費内訳書に加えて第4項に定める資料及びその添付資料（以下「資料等」という。）を提出するよう、広島県工事費内訳書取扱要領に定める別記1「低入札価格調査資料等提出依頼書」に代えて別記2「低入札価格調査資料等提出依頼書」により求める。

この場合の提出期限については、資料等を求めた日から起算して3日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内を基本とする。

なお、追加の工事費内訳書又は資料等を提出しない場合及び提出された追加の工事費内訳書又は資料等が実際の施工体制等と異なる事実があった場合は、指名除外等を措置することがある。

- (3) 電子入札案件以外で当該工事の予定価格を入札執行前に公表する案件の場合、低価格入札者は追加の工事費内訳書を入札期間内に契約担当職員等に提出し、重点調査の場合は、追加の工事費内訳書に加えて資料等を提出する。

なお、提出された追加の工事費内訳書又は資料等が実際の施工体制等と異なる事実があった場合は、指名除外等を措置することがある。

- (4) 第2号の電子入札案件かつ重点調査の場合、電子入札案件以外で当該工事の契約締結後に予定価格を公表かつ重点調査の場合、当該工事の設計金額が5億円以上で低価格入札の場合、又は契約担当職員等が必要と認める場合、低価格入札者は、契約担当職員等が求める資料等のほか、必要と認める任意の資料を併せて作成し、提出することができるものとし、資料等の作成に要する費用は、低価格入札者の負担とする。

なお、資料等の作成に当たっては、別記3「低入札価格調査資料等作成要領」による。

- (5) 契約担当職員等は、調査対象者の責任者（代表者、支店長、営業所長等をいう。）からヒアリングを行う場合がある。
- (6) 契約担当職員等は、調査対象者からのヒアリング後、追加の資料提出が必要と認めたときは、提出期限までに、追加で定める資料及びその添付資料（以下「追加資料等」という。）を提出するよう求める。なお、追加資料等の提出期限は、ヒアリング後3日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内を基本とする。

3 契約担当職員等は、次に掲げる調査対象者については、重点調査を実施する。

- (1) 予定価格の100分の75を乗じて得た額（予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）100万円以上の場合は10万円単位、100万円未満の場合は1万円単位とし、端数は切上げる）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を下回る価格で入札した調査対象者

- (2) 当該競争入札の開札時に、低価格入札者として請負契約を締結した他の工事を引渡す前である調査対象者（当該競争入札が共同企業体施工である工事の競争入札である場合に、その構成員が他の低価格入札者として請負契約を締結した他の工事を引渡す前である場合を含む。）

4 第2項第2号及び3号に規定する資料等については、次のとおりとする。

- (1) 低入札価格調査資料等提出書（提出様式1）
- (2) 当該価格で入札した理由（提出様式2）
- (3) 工事費内訳書の明細（提出様式3）
- (4) 下請予定業者等一覧表（提出様式4）
- (5) 手持ち工事の状況（提出様式5・5の1）
- (6) 配置予定技術者等名簿（提出様式6）
- (7) 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連（提出様式7）
- (8) 手持ち資材の状況（提出様式8）
- (9) 資材購入先一覧（提出様式9）
- (10) 手持ち機械の状況（提出様式10）
- (11) 機械リース元一覧（提出様式11）
- (12) 労務者の確保計画（提出様式12）
- (13) 工種別労務者配置計画（提出様式13）
- (14) 過去に施工した公共工事名及び発注者（提出様式14）
- (15) 建設副産物の搬出地（提出様式15）
- (16) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（提出様式16）
- (17) 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（提出様式17）
- (18) 誓約書（提出様式18）
- (19) その他工事の特殊性等により必要と認められる事項

5 契約担当職員等は、別記1「適正な履行確保の基準」の「2 基本的判断基準」、広島県工事費内訳書取扱要領7（1）及び（2）の事項を確認し、前項により提出された資料等がある場合は、次の内容を確認する。

- (1) 当該価格で入札した理由（提出様式2）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、調査対象者が入札した価格で安全かつ良質な施工が可能なことを確認する。
- (2) 工事費内訳書の明細（提出様式3）

ア 工事費内訳書の明細が、提出様式4から提出様式17までの様式に記載する内容と矛盾のない内訳書となっていることを確認する。

イ 契約対象工事の施工に当たり必要となる全ての費用を計上していることを確認する。

ウ 計上する金額が、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（低価格入札者が直接工事を請け負わせることを予定している下請負人をいう。以下、同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定している場合は原価計算に基づく原価等に適切に反映されているなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (3) 下請予定業者等一覧表（提出様式4）

ア 下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的であることを確認する。また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的であること

を確認する。

イ 下請予定業者が押印した見積書の金額が工事費内訳書に正しく反映されていることを確認する。また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。

(4) 手持ち工事の状況（提出様式 5）

対象工事現場付近における手持ち工事（提出様式 5）及び対象工事に関連する手持ち工事（提出様式 5 の 1）の状況から、間接費（営繕損料、現場管理費等）の節減について確認する。

(5) 配置予定技術者等名簿（提出様式 6）

配置を予定する技術者等（監理技術者又は主任技術者、第 10 条第 1 項第 4 号に規定する技術者及び現場代理人をいう。）について、次の内容を確認する。

ア 他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。

イ 自社社員であり、かつ、契約対象工事の開札後に入社した者でないこと。

ウ それぞれに必要な資格を有すること。

(6) 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連（提出様式 7）

ア 記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していることを確認する。

イ 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積りとなっていることを確認する。

(7) 手持ち資材の状況（提出様式 8）

手持ち資材を当該工事で活用するとしている場合は、具体の数量・活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格入札との関連性について確認する。

(8) 資材購入先一覧（提出様式 9）

次の内容を確認する。

ア 他社から購入を予定している場合

(ア) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が、工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が過去1年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であることなど）。

(イ) 購入予定業者と低価格入札者の関係が取引実績により確認できること。

イ 自社製品の活用を予定している場合

(ア) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(イ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去1年間以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること）。

(9) 手持ち機械の状況（提出様式 10）

手持ち機械を使用するとしている場合は、保有を確認する。

手持ち機械の経費が、発注者の設計した金額に比し相当程度乖離していると認められる場合は、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告所における種類別明細書など、手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、書類、数量、取得時期、所得価格、評価額等の詳細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額を明らかにした書面などの提出を調査対象者に求め、当該金額の設定根拠を確認する。

(10) 機械リース元一覧（提出様式 11）

ア 他社からリースを予定している場合は、次の内容を確認する。

(ア) 機械リース予定会社からリースを受ける予定の単価が、過去 1 年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。

(イ) 機械リース予定会社と低価格入札者の関係が取引実績により確認できること。

イ 自社の機械リース部門からリースを予定している場合は、次の内容を確認する。

(ア) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(イ) 記載された単価が、自社の機械リース部門が過去 1 年間以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11) 労務者の確保計画（提出様式 12）

ア 自社労務者を充てる場合は、次の内容を確認する。

(ア) 記載された者が自社社員であること。

(イ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ウ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、過去 3 ヶ月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積りであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ 下請予定業者による労務者の確保を予定する場合、次の内容を確認する。

(ア) 下請予定業者と低価格入札者の関係が取引実績により確認できること。

(イ) 労務単価が最低賃金法で定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去 1 年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12) 工種別労務者配置計画（提出様式 13）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていることを確認する。

(13) 過去に施工した公共工事名及び発注者（提出様式 14）

公告又は指名通知日から起算して過去 5 年間に、県発注工事において低価格入札による受注の実績があれば、工事成績評定点を確認する。

(14) 建設副産物の搬出地（提出様式 15）

ア 建設副産物の搬出予定地が設計図書等に合致していることを確認する。

イ 記載された受入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去 1 年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。

(15) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（提出様式 16）

- ア 記載された搬出計画や建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、設計図書等に合致していることを確認する。
- イ 記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。

(16) 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（提出様式 17）

- ア 交通誘導員の配置方法及び交通規制方法等に基づき、交通誘導員の員数、数量及び配置期間が具体的であることを確認する。
- イ 交通誘導員の派遣予定会社が押印した見積書の金額が、その派遣予定会社が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。

(17) 誓約書（提出様式 18）

本様式に代表取締役による記名があることを確認する。

- 6 契約担当職員等は、重点調査及び当該工事の設計金額が５億円以上で低入札価格調査を実施する場合においては、工事成績評定点に関する調査（当該課（事務所）において当該低価格入札の開札日から起算して過去２年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者が施工した工事に係る契約締結年月日、工事名及び成績状況）を行い、資料を作成する。
- 7 低価格入札について調査審議を行う公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局を所掌する課の長（以下「委員会担当課長」という。）は、重点調査及び当該工事の設計金額が５億円以上で低入札価格調査を実施する場合においては、次の各号に掲げる調査を行い、資料を作成する。

(1) 経営状況に関する調査

関係機関への照会により、経営状況を調査する。

(2) 信用状態に関する調査

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況等に関して調査する。

(3) その他必要な事項

- 8 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することが明らかとなったときは、当該調査対象者について、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、請負契約の相手方として不適当であると認めて低入札価格調査を終了し、失格とする。

(1) 契約を締結する意向がない又は確認できない場合、提出期限までに資料等及び追加資料等の提出がない場合、提出された資料等及び追加資料等に必要事項が記入されていない場合

(2) 別記 1「適正な履行確保の基準」に掲げる判断基準のいずれかを満たさない場合

- 9 契約担当職員等は、低入札価格調査を実施したときは、その結果を低入札価格調査表（審査様式 1）に記載し、工事費内訳書及び第 4 項の資料等を添えて、低価格入札があった工事を所掌する課の長を経由して、委員会担当課長に通知する。ただし、第 9 条第 2 項に該当する場合に低入札価格調査を実施したときは、各地方機関における公正入札調査委員会（以下「地方機関委員会」という。）の事務局を所掌する課の長（以下「地方機関委員会担当課長」という。）に通知する。

（委員会の審議）

第 8 条 委員会担当課長及び地方機関委員会担当課長（以下「委員会担当課長等」という。）

は、前条第9項の通知を受けたときは、同通知に添付されている低入札価格調査表、工事費内訳書及び前条第4項の資料等その他調査対象者が提出した資料を添えて、委員会及び地方機関委員会（以下「委員会等」という。）の審議に付さなければならない。

- 2 委員会等は、必要な審議を行い、その結果を低入札価格調査結果表（審査様式2）により契約担当職員等に通知する。

（委員会の意見に基づく落札者の決定等）

第9条 知事並びに公営企業管理者又はその委任を受けた職員（以下「知事等」という。）は、前条第2項の規定による審議の結果を斟酌して落札者を決定し、入札執行者に通知する。この場合において、落札者とされなかった低価格入札者がある場合には落札者とされなかった理由を併せて通知する。

- 2 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和39年規則第56号）の規定に基づいて、調査基準価格未満の入札において地方機関で落札者を決定するものとして知事等が別に定める場合とは、地方機関において工事を発注するときで、低価格入札者が次のいずれかに該当する場合とする。この場合には、前項の規定に関わらず、入札執行者は、前条第2項の規定により表示された結論を斟酌して落札者を決定する。

- (1) 設計金額が3億円未満の工事において、入札価格が予定価格の4分の3以上である場合
- (2) 第7条第2項第1号に該当する場合

- 3 入札執行者は、第1項の通知を受けた場合又は第2項の場合、落札者に対しその旨を通知するとともに、その他の入札者に対し落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知する。

- 4 入札者で落札者とならなかった者は、落札者として選定されなかった理由又は入札が失格とされた理由の説明を、別紙様式1により、契約担当職員が落札者の通知を行った日の翌日から起算して10日（広島県の休日进行を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下、「休日」という）を除く。）以内に契約担当職員に申立てることができるものとする。

- 5 契約担当職員は、苦情申立てを行うことができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、別紙様式2により、回答するものとする。

ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第4章 低価格入札者と契約する場合の措置

（低価格入札者と契約する場合の措置）

第10条 契約担当職員等は、低価格入札者を落札者として請負契約を締結するときは、次の各号に掲げる措置を実施する。

- (1) 契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 執行規則第54条又は第54条の3第1項第4号から第12号までの規定による契約解除が行われた場合に受注者が支払うべき違約金は、請負代金額の10分の3とする。
- (3) 契約不適合責任期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から起算して4年（設備機器本体等の場合にあつては、2年）以内とする。
- (4) 設計金額5,000万円以上の工事の場合、監理技術者又は主任技術者とは別に、これらと同等程度の技術者（以下「低入札技術者」という。）を専任で1名配置しなければならないこととする。また、低入札技術者は現場代理人を兼ねることは出来ない。なお、低入札技術者の要件は、経験を除き、入札公告で定める配置予定技術者の要件（直接的かつ恒常的な雇用関係を含む。）と同一とする。

- (5) 設計金額 5,000 万円未満の工事の場合、監理技術者又は主任技術者は現場代理人を兼ねることができない。
 - (6) 第 6 章「施工体制等の確認」の対象とする。
 - (7) 第 7 章「工事完成後調査」の対象とする。
 - (8) 当該工事の設計金額が 5 億円以上の場合、受注者及び下請金額 500 万円以上の 1 次下請業者（以下「受注者等」という。）は、第 15 条に規定する施工中における社会保険労務士による労務監査（以下「施工中の労務監査」という。）を受けるものとする。
- 2 契約担当職員等は、重点調査を経た落札者と請負契約を締結するときは、前項に掲げる措置に加えて、次の各号に掲げる追加措置（以下「追加措置」という。）を実施する。
- (1) 前払金の額を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。
 - (2) 当該工事が完了し、県が引渡しを受ける日までの間、業種を問わずその者が他の県発注工事等に関する入札に参加することを認めない。（追加措置の対象となった者が共同企業体の場合、この入札参加制限は構成員ごとに措置することとし、第 7 条第 3 項第 2 号の該当要件は構成員ごとに適用して該当する構成員についてのみ他の県発注工事等に関する入札への参加を認めない。）
 - (3) 受注者が自ら行う施工管理とは別に、第三者による出来形管理及び品質管理の照査を追加して実施し、その記録及び関係書類を発注者に提出しなければならない。なお、第三者による照査は、設計図書で定める施工管理を、受注者の費用負担により行う。
また、第三者は、次の要件をすべて満たす者でなければならない。
 - ア 受注者と次のいずれの関係にある者でもないこと
 - (ア) 受注者の親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）
 - (イ) 受注者の子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 受注者の親会社の子会社
 - (エ) 役員又は管財人（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条の管財人及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条の管財人をいう。以下同じ。）が受注者の役員又は管財人を兼ねている者
 - (オ) その他、受注者と前記（ア）から（エ）までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者
 - (カ) 当該工事の施工を行う下請業者
 - イ 広島県の建設工事等入札参加資格の認定において当該工事の入札に参加する者に必要な資格のうち業種と格付けが同じ者、広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けている者、又は発注者が検査を専門とする団体として認める者
 - (4) 受注者等は、第 15 条に規定する施工中の労務監査を受けるものとする。

第 5 章 準用規程

（総合評価落札方式の競争入札に準用）

第 11 条 前条までの規定は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項（同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定によって、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして総合評価方式の競争入札を行う場合に準用する。この場合において、次表左欄に掲げる規

定中同表中欄に掲げる語句は、同表右欄に掲げる語句に読み替える。

第1条	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項
	最低の価格をもって申込みをした者	価格その他の条件が県にとって最も有利な者
第3条	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項
第6条第2項第1号	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項
第6条第2項第2号	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項
第7条第1項	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項
第7条第2項第2号	最低の価格をもって申込みをした低価格入札者	価格その他の条件が県にとって最も有利な低価格入札者
第7条第8項	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項

- 2 総合評価方式による競争入札については、あらかじめ最低の価格をもって申込みをした者に、低入札価格調査を行うことができるものとする。

第6章 施工体制等の確認

（下請工事等の発注の原則）

第12条 受注者は、低入札価格調査を経て契約を締結した工事（以下「対象工事」という。）において、下請工事を発注する場合又は主要資材を購入しようとする場合は、原則として低入札価格調査において予定していた契約の相手方及び内容で発注しなければならない。

- 2 受注者は、やむを得ず低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする場合は、「下請負契約の変更に係る理由書（施工中様式1）」又は「主要資材の購入契約の変更に係る理由書（施工中様式2）」を、あらかじめ発注者に届出しなければならない。

なお、主要資材については、重点調査を経て契約を締結した工事及び当該工事の設計金額が5億円以上の対象工事だけでよいこととする。

（下請業者等への支払状況の報告）

第13条 受注者は、対象工事に関する下請業者又は資材業者等（以下「下請業者等」という。）に対する支払が完了するまで、毎月の代金の支払状況を「下請業者等への代金の支払状況の確認に関する資料提出書（施工中様式3）」により、翌月10日までに発注者に提出しなければならない。

なお、資材業者については、重点調査を経て契約を締結した工事及び当該工事の設計金額が5億円以上の対象工事だけでよいこととする。

（確認等の実施）

第14条 発注者は、対象工事について、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 受注者から提出された施工体制台帳、主要資材購入先名簿等により、下請契約の内容又は主要資材の購入予定の状況が、低入札価格調査において予定していた契約の相手方及び内容と概ね相違ないこと。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）及び建設工事請負契約約款に適合する支払がなされていること。

- 2 前項の確認結果等により、施工体制等や下請業者等への代金の支払状況に関し、さらに確認を行う必要があると判断した場合には、追加資料の提出請求や営業所の現地調査等を実施することができるものとする。

（施工中の労務監査）

第15条 重点調査の場合又は当該工事の設計金額が5億円以上で低価格入札の場合、受注者等は施工中の労務監査を受けなければならない。受注者の労務監査の時期は工事の進捗が概ね5割の時点、1次下請業者の労務監査の時期は当該下請工事の進捗が概ね5割の時点とする。

なお、工期が年度を跨る場合は、原則、各年度に1回以上受けるものとし、時期は発注者と協議し決定する。

労務監査後、受注者は受注者等の労務監査の結果報告書を発注者に速やかに提出しなければならない。指摘事項がある場合は、速やかに改善を行った上で、改善した結果も含めて報告書としてとりまとめ、発注者へ提出しなければならない。

なお、労務監査に要する費用は、受注者の負担とする。

- 2 社会保険労務士は、次の要件のすべてを満たす者として、広島県社会保険労務士会が推薦する者を受注者が選定するものとする。

(1) 広島県社会保険労務士会の「低入札価格調査に関する労務監査業務」に登録した者であること。

(2) 受注者等と雇用関係又は契約関係等の利害関係にない第三者であること。

- 3 受注者等は、別紙1「労務監査時に準備する資料」を準備するとともに、社会保険労務士から資料の追加・修正等を求められた場合、これに応じなければならない。

- 4 労務監査への出席者は次のとおりとする。

(1) 受注者

現場代理人、主任技術者（監理技術者）、低入札技術者、工事完成後調査資料の作成者、低入札価格調査時出席者、当該工事の経理責任者、当該工事の管理部門責任者等、労務監査時に提出書類等の内容について責任を持って回答のできる者とする。

(2) 1次下請業者

1次下請工事の主任技術者、1次下請工事の経理責任者、1次下請工事の管理部門責任者等、労務監査時に提出書類等の内容について責任を持って回答のできる者とする。

（不適切な事案に対する措置）

第16条 第14条に規定する確認又は調査により、不適切な施工体制等又は下請業者等に対する代金の支払状況等を確認した場合、第12条第2項に規定する下請工事等の内容の変更に関する理由がやむを得ないと認められる合理性を備えていないと認めた場合又は第15条に規定する施工中の労務監査において次の事態が認められた場合などは、受注者に対して請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を講じることがある。

(1) 施工中の労務監査における報告書を提出しなかった場合

(2) 社会保険労務士による労務監査を受けなかった場合

(3) 建設業法等、関連法令に違反していることが認められた場合

(4) 契約違反等が認められた場合

(5) そのほか、調査に対し、不誠実、不適切又は非協力的な言動等が認められた場合

（入札参加者への周知）

第 17 条 第 12 条から第 14 条及び第 16 条の規定については、その内容を入札公告及び入札条件等に記載するものとする。

第 7 章 工事完成後調査

(資料の作成及び提出)

第 18 条 受注者は、対象工事において、建設工事請負契約約款第 31 条第 2 項又は 6 項に定める検査（以下「完成検査」という。）合格後 2 か月以内に、提出資料一覧表（完成後様式 2）に記載されている様式及び添付資料による工事完成後調査資料を作成し、労務監査を受けなければならない。

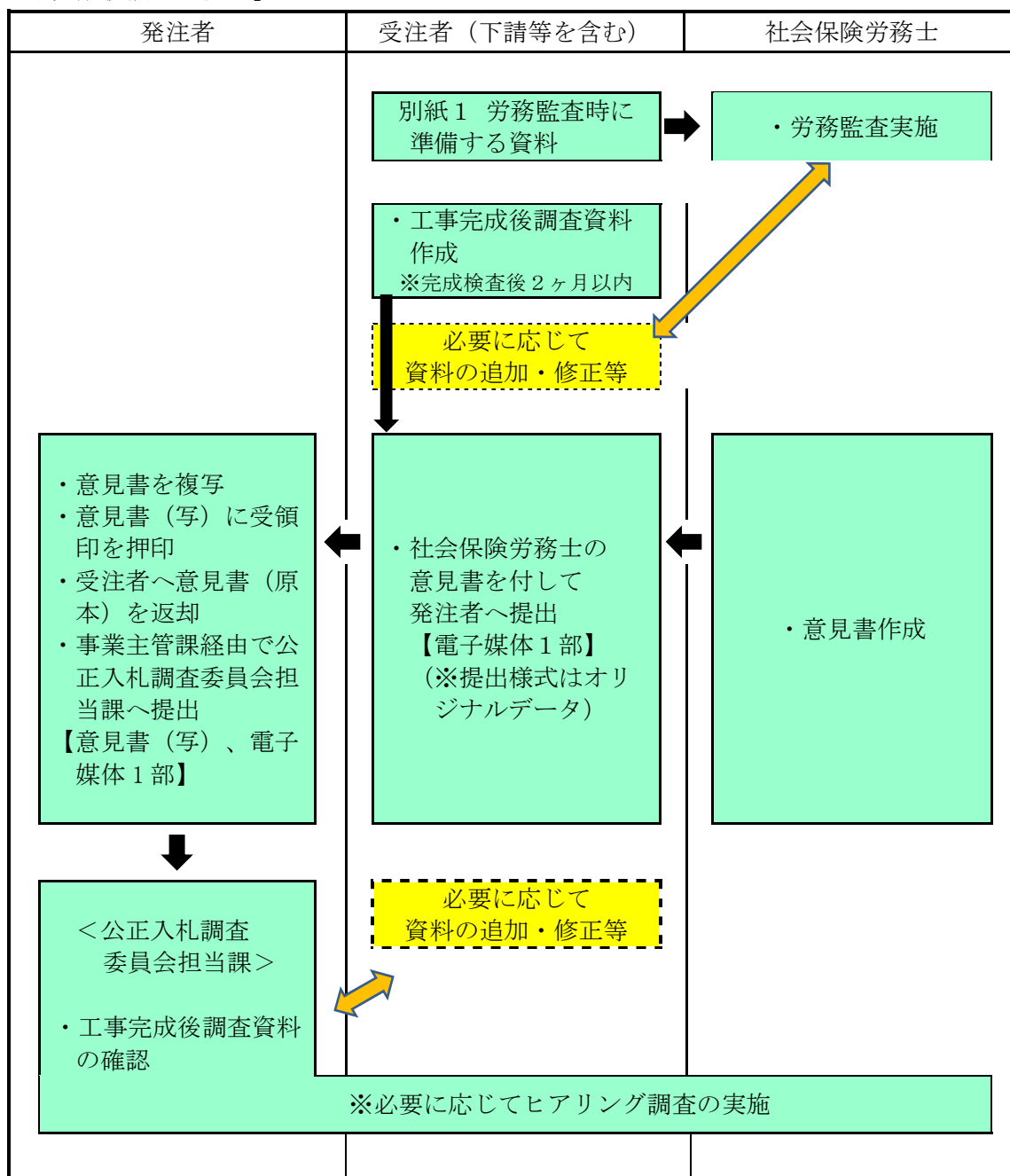
2 受注者は、労務監査の結果に係る社会保険労務士の意見書（以下「意見書」という。）を受領し、その意見書（原本）を付して、工事完成後調査資料の電子媒体 1 部（CD-R での提出を原則とするが、これによりがたい場合は監督員との協議による）を発注者に提出しなければならない。

3 発注者は、受注者から提出された意見書（原本）の写しを取るとともに受領印を押印し、意見書（原本）を受注者へ返却する。

また、意見書（写し）及び完成後調査資料の電子媒体 1 部を事業主管課経由で公正入札調査委員会担当課へ提出する。

4 工事完成後調査の流れは、次のとおりとする。

【工事完成後調査の流れ】



- 5 受注者は、工事完成後調査資料を作成した上で、「別紙 1 労務監査時に準備する資料」を準備し、社会保険労務士による労務監査を受けなければならない。また、重点調査の場合又は当該工事の設計金額が 5 億円以上で低価格入札の場合は、下請金額 500 万円以上の 1 次下請業者も社会保険労務士による労務監査を受けなければならない。

なお、労務監査に要する費用は、受注者の負担とする。

- 6 社会保険労務士は、第 15 条第 2 項の要件をすべて満たす者として、広島県社会保険労務士会が推薦する者を受注者が選定するものとする。
- 7 受注者は、作成した工事完成後調査資料のほか、別紙 1 「労務監査時に準備する資料」を準備するとともに、社会保険労務士から資料の追加・修正等を求められた場合、これに応じなければならない。また、重点調査の場合又は当該工事の設計金額が 5 億円以上で低価格入札の場合は、下請金額 500 万円以上の 1 次下請業者も別紙 1 「労務監査時に準備する資料」を準備す

るとともに、社会保険労務士から資料の追加・修正等を求められた場合、これに応じなければならない。

8 労務監査への出席者は第 15 条第 4 項のとおりとする。

(発注者によるヒアリング調査等)

第 19 条 発注者の判断により、必要に応じてヒアリング調査を実施することとする。

2 受注者は、発注者からヒアリング調査を求められた場合、別紙 2「ヒアリング調査に準備する資料」を準備し、これに応じなければならない。

また、ヒアリング調査において、発注者から資料の追加・修正等を求められた場合、これに応じなければならない。

なお、ヒアリング調査に要する費用は、ヒアリング調査対象者の負担とする。

3 ヒアリング調査への出席者は、第 18 条第 8 項に定める労務監査への出席者と同様とする。

(不適切な事案に対する措置等)

第 20 条 工事完成後調査において、次の事態が認められた場合などにおいては、受注者等に対して指名除外等の必要な措置を講じることがある。

- (1) 工事完成後調査資料を提出しなかった場合（資料の追加・修正等を含む。）
- (2) 社会保険労務士による労務監査を受けなかった場合
- (3) ヒアリング調査に応じなかった場合
- (4) 調査資料（工事費内訳書を含む低入札価格調査資料、工事完成後調査資料）に虚偽の記入等が認められた場合
- (5) 建設業法等、関連法令に違反していることが認められた場合
- (6) 契約違反等が認められた場合
- (7) そのほか、調査に対し、不誠実、不適切又は非協力的な言動等が認められた場合

2 提出された資料等は、必要に応じ、公正取引委員会、広島県警察本部及び広島労働局等、関係機関に提出する。

3 提出された資料等は、個人情報を除き、公表する場合がある。

別紙 1 労務監査時に準備する資料

資料区分		資料の名称	備考
労働基準法関係	①	就業規則	
	②	給与規定	
	③	事業所の人数集計表	雇用形態別・性別の内訳が解るもの
	④	労働者名簿（社員名簿）	
	⑤	賃金台帳（直近1年分）	
	⑥	出勤簿（タイムカード）	
	⑦	勤務シフト表	
	⑧	労働条件通知書（労働契約書）	
	⑨	36協定控	時間外・休日労働に関する協定届
	⑩	1年単位の変形労働時間制協定控	
	⑪	その他、協定届等	
	⑫	賃金控除協定書	
保険関係	①	社会保険届出控	
	②	雇用保険届出控	
	③	労働保険料申告書控	
	④	労働保険一括有期事業関係控	
その他	①	源泉所得税納付書	
	②	会社の組織図	
	③	施工体制台帳	
	④	社会保険労務士が必要と認める資料	

別紙2 ヒアリング時に準備する資料

資料区分		資料の名称	摘要	受注者	下請
共通事項	①	工事完成後調査資料	発注者に提出した資料	○	
	②	①の調査票を作成した根拠となる資料一式	比較表及び調査票記入時に集計又は仕分けをした資料で根拠が説明できるもの 施工体制台帳及び下請契約書・請書の原本 【施工体制台帳は全ての下請契約について契約書・請書が添付されているもの】	○	○
	③	施工計画書	土木工事共通仕様書に基づいて作成したもの	○	
	④	工事日報（作成している場合）	作業内容、労務者数、材料入荷等の記録が確認できるもの	○	
直接工事費	①	工事打合せ簿等	工事の実施内容がわかるもの	○	
	②	労働者名簿、出勤簿、賃金台帳	作業員の人数、作業内容、支払いの根拠がわかるもの	○	○
	③	材料受払い簿、入荷伝票、材料費の請求書、領収書	主要材料の支払いの根拠がわかるもの	○	○
	④	機械器具等損料の請求書、領収書	主要機械器具等の支払いの根拠がわかるもの	○	○
共通仮設費	①	交通誘導員・安全施設の請求書、領収書	安全管理費及び、交通誘導員等の支払い実績がわかるもの	○	○
	②	イメージアップの請求書、領収書	イメージアップ費の支払い実績がわかるもの	○	
	③	技術管理費の実施記録、写真、請求書、領収書	技術管理費の実施内容、支払いの根拠がわかるもの	○	
現場管理費	①	安全訓練等の実施記録、写真、請求書、領収書	安全訓練等の実施内容、支払いの根拠がわかるもの	○	
	②	現場組織図(表)、社員等の給料明細書、賃金台帳、(源泉徴収票)	社員等従業員給料手当の勤務実績、給与等の支給根拠がわかるもの	○	○
	③	各種保険料領収書、建退共証紙の写し	法定福利費の支払いの根拠がわかるもの	○	
建設副産物	①	搬出伝票、マニフェスト、建設廃棄物処理委託契約書	建設副産物処理の実施内容、支払いの根拠がわかるもの	○	

附 則

この要綱は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

一部改正〔平成 11 年 4 月 1 日〕
一部改正〔平成 13 年 4 月 1 日〕
一部改正〔平成 14 年 4 月 1 日〕
一部改正〔平成 15 年 4 月 1 日〕
一部改正〔平成 17 年 4 月 1 日〕
一部改正〔平成 18 年 4 月 1 日〕
一部改正〔平成 19 年 4 月 1 日〕
一部改正〔平成 20 年 4 月 1 日〕
一部改正〔平成 21 年 4 月 1 日〕
一部改正〔平成 22 年 4 月 1 日〕
全部改正〔平成 22 年 6 月 1 日〕
一部改正〔平成 23 年 5 月 1 日〕
一部改正〔平成 24 年 6 月 1 日〕
一部改正〔平成 24 年 9 月 3 日〕
一部改正〔平成 25 年 3 月 1 日〕
一部改正〔平成 25 年 7 月 1 日〕
一部改正〔平成 25 年 11 月 15 日〕
全部改正〔平成 26 年 6 月 1 日〕
一部改正〔平成 27 年 6 月 1 日〕
全部改正〔平成 28 年 6 月 1 日〕
一部改正〔平成 30 年 6 月 1 日〕
一部改正〔令和元年 6 月 1 日〕
一部改正〔令和 2 年 4 月 1 日〕
一部改正〔令和 3 年 6 月 1 日〕
一部改正〔令和 3 年 8 月 1 日〕
一部改正〔令和 4 年 6 月 1 日〕
一部改正〔令和 5 年 5 月 1 日〕
一部改正〔令和 5 年 9 月 1 日〕
一部改正〔令和 6 年 7 月 1 日〕
一部改正〔令和 7 年 6 月 1 日〕
一部改正〔令和 7 年 8 月 1 日〕

附 則

平成 28 年 6 月 1 日の改正については、平成 28 年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則

次の要領については、廃止する。

ただし、平成 28 年 5 月 31 日までに、これらにより行われた手続きは、なお従前の例による。

- ・ 低入札価格調査対象工事に係る施工体制等の確認に関する事務処理要領（平成 24 年 5 月 31 日制定）

- ・低入札価格調査対象工事に係る工事完成後調査試行要領（平成 21 年 6 月 1 日制定）

附 則

平成 30 年 6 月 1 日の改正については、平成 30 年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則

令和元年 6 月 1 日の改正については、令和元年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則

令和 2 年 4 月 1 日の改正については、令和 2 年 4 月 1 日以降に契約する工事から適用する。

附 則

令和 3 年 6 月 1 日の改正については、令和 3 年 6 月 1 日以降に契約する工事から適用する。

附 則

令和 3 年 8 月 1 日の改正については、令和 3 年 8 月 1 日以降に契約する工事から適用する。

附 則

令和 4 年 6 月 1 日の改正については、令和 4 年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則

令和 5 年 5 月 1 日の改正については、令和 4 年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則

令和 5 年 9 月 1 日の改正については、令和 5 年 9 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則

令和 6 年 7 月 1 日の改正については、令和 6 年 7 月 16 日以降に開札する工事から適用する。

附 則

令和 7 年 6 月 1 日の改正については、令和 7 年 6 月 1 日以降に開札する工事から適用する。

附 則

令和 7 年 8 月 1 日の改正については、令和 7 年 8 月 1 日以降に開札する工事から適用する。

適正な履行確保の基準

低入札価格調査を行うに当たって、低価格入札者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不適当であるかどうかの判断を行うための基準について次のとおり定める。

なお、低価格入札者が、次の基準のすべてを満たさない場合は、当該入札者は、原則として、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断され、落札者とはならないものとする。

1 数値的判断基準

入札書に記載した価格が、工事費総額で失格とする基準価格（以下「総額失格基準価格」という。）以上であること。

(1) 「総額失格基準価格」の算出

総額失格基準価格は、有効な入札価格を基に算出した平均の額から標準偏差※を引いた額に相当する額とする。

なお、有効な入札価格である入札参加者数が 5 者未満となった場合には、有効な入札価格の平均の額の 90% に相当する額を、総額失格基準価格とする。

有効な入札価格とは、予定価格以下で、入札に参加する者に必要な資格として定める業種及び格付けの等級をいずれも満たす者が入札した額をいう。

※標準偏差（ σ ）の算出式

$$\sigma^2 = \frac{1}{n-1} \sum_{i=1}^n (x_i - \bar{x})^2$$

n : 入札参加者数

x_i : 入札価格

$\bar{x}$: 入札価格の平均

2 基本的判断基準

- (1) 低入札価格調査に際し誠実で協力的であること。
- (2) 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- (3) 工事の手抜き、下請け（予定者）へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- (4) 当該低価格入札の開札日から起算して過去2年間に県が引渡しを受けた県発注工事において、工事成績評点が65点未満の工事が無いこと。
- (5) 当該低価格入札の開札日から起算して過去2年間に、品質管理、安全管理、不適切な施工体制等又は下請業者・資材業者に対する代金の支払状況等に関し、指名除外（措置日を基準日とする。）を受けていないこと。ただし、低価格入札により受注した県発注工事に関してなされたものに限る。
- (6) 第10条各項各号に規定する措置及び追加措置の履行が予定されていることが確認できること。

低入札価格調査資料等提出依頼書

令和 年 月 日

様

契約担当職員

工事名

工事場所

令和■年■月■日付けで開札のあった上記工事について、広島県工事費内訳書取扱要領（以下「要領」という。）6（1）及び建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第7条第4項に規定する次の資料等を令和●年●月●日までに印刷物1部及び電子媒体（各様式）1部を提出してください。

提出しない場合及び提出した資料等が実際の施工体制等と異なる事実があった場合は、指名除外等を措置することがあります。

また、要綱第7条第2項によるヒアリングを行うこととなった場合には、同一の資料を●部ヒアリング時に提出してください。

提出期限までに、資料等及び追加資料等の提出がない場合は、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、請負契約の相手方として不適当であると認めて低入札価格調査を終了します。

なお、この入札における、要綱第10条第2項に規定する追加措置の適用については次のとおりです。

追加措置の適用の有無（注）
有・無

（注）低入札価格調査の過程で、特に必要があると認められた場合は、適用の有無を変更する場合があります。

（提出資料）

1 要領6（1）に規定する資料

(1) 「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」（様式2）

※ 工事費の内訳については、工事数量総括表に記載されている費目などのレベル4まで記入したもの。

(2) 労務賃金調書（様式3）

2 要綱第7条第4項に規定する資料等

低入札価格調査資料等作成要領

作成要領（各様式共通）

1. 低価格入札者は、入札期間内に提出を求めた全ての様式及び様式ごとの添付書類を記載要領に従って作成し、提出しなければならない。
2. 提出期限の翌日以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、4で求めた資料は、この限りではない。
3. 記入した内容を立証するため、様式ごとに提出すべき添付書類のほか、低価格入札者が必要と認める添付書類を提出することができる。
4. 契約担当職員等は、発注者の単価に比して相当程度乖離した価格を採用していると認める場合等、必要に応じて、様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、低価格入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために、別途の説明資料の提出を求めることがある。
5. 様式は、次のソフトによるオリジナルファイルと電子文章（Adobe Reader 11.0 以降で表示、印刷可能）を作成し、電子媒体で提出すること。ただし添付書類については、電子媒体での提出は求めない。
 - ・ワープロソフト Microsoft_Word 2010 以降
 - ・表計算ソフト Microsoft_Excel 2010 以降
6. 電子媒体による提出は、CD-R（論理フォーマットは、IS09660（レベル1））を原則とし、ウィルスチェックを行う。ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用し、最新のウィルスも検出できるように、ウィルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用する。
7. 電子媒体の表面には、「施行番号」、「低入札価格調査資料」、「工事名称」、「対象水系路線名」、「工事場所」、「発注者名」、「入札者名」、「使用したウィルス対策ソフト名」、「ウィルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日（西暦表示）」の項目を直接印刷、または油性フェルトペンで表記する。

提出様式 2 当該価格で入札した理由

【記載要領】

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該低価格入札者の事務所・倉庫等との関連、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記入する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記入するとともに、理由毎に、その根拠となるべき提出様式 3 から提出様式 17 までの様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）。

なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

提出様式 3 工事費内訳書の明細

【記載要領】

1. 工事費内訳書に対応する明細を記入する。更なる明細が必要な場合は、本様式を使用するものとする。
2. 直接工事費だけでなく、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等についても、本様式による明細を作成する。
3. 総合評価落札方式の適用工事のうち、技術評価 2 型、技術評価 1 型及び高度技術提案型により実施する工事においては、技術提案の内容及びこれに係る費用について、レベル 4 の工種の下に計上する。
4. 提出様式 4 から提出様式 17 までの様式に記載する内容と矛盾のない明細とする。
5. 契約対象工事の施工に当たって必要となる全ての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
6. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去 1 年以内の取引実績に基づく下請予定業者（低価格入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
7. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
8. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、様式（配置予定技術者名簿）に記載する技術者及び様式（安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画））に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
9. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
10. 低価格入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記 3 の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
11. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。

【添付書類】

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領 8 により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去 3 月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去 3 月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。

2. 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、提出様式4から提出様式17までの様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。

提出様式4 下請予定業者等一覧表

【記載要領】

1. 下請予定業者、低価格入札者が直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。
2. 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。
3. 使用を予定する手持ち資材については様式（手持ち資材の状況）、購入予定の資材については様式（資材購入予定先一覧）、使用を予定する手持ち機械については様式（手持ち機械の状況）、直接リースを受ける予定の機械については様式（機械リース元一覧）、確保しようとする労務者については様式（労務者の確保計画）に対応した内容とする。

【添付書類】

1. 本様式に記載した全ての下請予定業者について、その押印した見積書（建設業法第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。
2. 上記1の見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等を添付する（当分の間、労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

提出様式5 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

【記載要領】

1. 本様式は、契約対象工事現場付近（半径10km程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「工事費の縮減可能額及び計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるか根拠を含めて計数的に明らかにする。

【添付書類】

1. 本様式に記入した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
2. 当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

提出様式 5 の 1 手持ち工事の状況（対象工事関連）

【記載要領】

1. 本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「工事費の縮減可能額及び計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるか根拠を含めて計数的に明らかにする。

【添付書類】

当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

提出様式 6 配置予定技術者等名簿

【記載要領】

配置を予定する主任技術者又は監理技術者、低入札技術者及び現場代理人について記入する。

【添付書類】

1. 本様式に記入した技術者等が自社社員であることを証明する雇用関係が確認できる資料（監理技術者資格者証の写し、住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料）等の写しを添付する。添付資料として提出する場合は、住所及び個人が特定できる項目を復元できない程度にマスキングを施すこと。
2. 記入した技術者が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

提出様式 7 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連

【記載要領】

1. 本様式は、低価格入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。
2. 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるか根拠を含めて計数的に明らかにする。

【添付書類】

1. 本様式に記入した低価格入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事箇所までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
2. 本様式に記載した低価格入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。

提出様式 8 手持ち資材の状況

【記載要領】

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記入する。
2. 「単価（原価）」の欄には、手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等につい

ては摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。

3. 「調達先（時期）」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

【添付書類】

1. 本様式に記入した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
2. 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

提出様式 9 資材購入予定先一覧

【記載要領】

1. 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
2. 「購入先名」の「低価格入札者との関係」欄には、低価格入札者と購入予定業者との関係（協力会社、同族会社、資本提携会社等）を記入する。また、取引年数を括弧書きで記入する。
3. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

【添付書類】

1. 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価など、見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「購入先名」の「低価格入札者との関係」欄に記入した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

提出様式 10 手持ち機械の状況

【記載要領】

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記入する。
2. 「単価（原価）」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

【添付書類】

1. 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
2. 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
3. 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、所得価格、評価額等の詳細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。）を明らかにした書面を添付する。

提出様式 11 機械リース元一覧

【記載要領】

1. 本様式は、低価格入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
2. 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
3. 「リース元名」の「低価格入札者との関係」欄には、低価格入札者と機械リース予定業者との関係（協力会社、同族会社、資本提携会社等）を記載する。また、取引年数を括弧書きで記載する。
4. 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。）（いずれも過去1年以内のものに限る。）等合理的かつ現実的な額を、「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

【添付書類】

1. 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「リース元名」の「低価格入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

提出様式 12 労務者の確保計画

【記載要領】

1. 自社労務者と下請労務者とを区別し、別行に記入する。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記入する。自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっては、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記入する。
4. 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、低価格入札者と当該下請会社との関係（協力会社、同族会社、資本提携会社等）を記入し、取引年数を括弧書きで記入する。
5. 警備業についても記入する。

【添付書類】

1. 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
2. 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。
3. 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、様式（下請予定業者等一覧表）の添付資料として提出する。

提出様式 13 工種別労務者配置計画

【記載要領】

1. 本様式には、提出様式 11（労働者の確保計画）の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記入する。
2. 「配置予定人数」の欄には、「公共工事設計労務単価」の職種のうち必要な職種について記入する。
3. 警備業についても記入する。

【添付書類】

本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

提出様式 14 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

【記載要領】

1. 本様式は、公告又は指名通知日から起算して過去5年間に元請として施工した同種工事の実績について記入する。この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記入するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記入する。
2. 工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記入する。ただし、工事成績評定点が通知されていない場合はこの限りでない。

提出様式 15 建設副産物の搬出地

【記載要領】

1. 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記入する。なお、設計図書等において搬出地等の条件を付している場合は、条件を満足させること。
2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

【添付書類】

1. 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
2. 受け入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

提出様式 16 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

【記載要領】

1. 本様式は、様式（建設副産物の搬出地）に記載した建設副産物の搬出、工事箇所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、低価格入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。
2. 「運搬予定者」の欄には、低価格入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。
3. 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。
4. 様式（建設副産物の搬出地）に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式（建設副産物の搬出地）に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。
5. 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。
6. 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。
7. 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、低価格入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

【添付資料】

1. 建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
2. 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
3. 仮置き場との間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。
4. 本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績（過去1

年以内の受入れ実績に限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

提出様式 17 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）

【記載要領】

1. 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を低価格入札者（元請）が負担する場合、下請予定者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。
2. 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合の単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含め、当該自社社員に支払う予定の賃金の額を（ ）内に外書きする。
3. 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合は、その員数を（ ）内に外書きする。

【添付書類】

1. 交通誘導員の派遣を受ける場合にあっては、派遣予定会社が押印した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 自社社員を交通誘導員に充てる場合にあっては、その者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
3. 交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図を添付する。

提出様式 18 誓約書

【記載要領】

1. 本様式は、代表取締役が記名して作成する。
2. 「工事名」の欄には、低価格入札の対象となった工事の名称を記入する。

(提出様式1)

低入札価格調査資料等提出書

令和 年 月 日

広島県〇〇事務所長 様

所在地又は住所

商号又は名称

担当者

連絡先

工 事 名

工事場所

低入札価格調査制度事務取扱要綱第7条第4項に規定する資料等を別紙のとおり提出します。

なお、各資料の記入内容は事実と相違ないことを確約します。

当該価格で入札した理由

(提出様式3)

工事費内訳書の明細

工事区分・工種・ 種別・細別	規格	単位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
記載例：						
道路改良						レベル1
道路土工						レベル2
路体盛土工						レベル3
路体盛土	施工幅員2.5m以上 4.0m未満	m3	800	857	685,600	レベル4
路体盛土	施工幅員2.5m以上 4.0m未満	m3	800	857	685,600	更なる明 細①
土材料	購入土	m3	400	1,500	600,000	レベル4
購入土		m3	400	1,500	600,000	
直接工事費						
共通仮設費						
共通仮設費						
運搬費						
．．．．．						
純工事費						
現場管理費						
租税公課						
．．．．．						
工事原価						
一般管理費等						
法定福利費						
．．．．．						
工事価格						

下請予定業者等一覧表

発注者名 工事名称	
--------------	--

工期	自 年 月 日 至 年 月 日
----	--------------------

請負金額(税込)	
----------	--

【下請予定業者】

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

【低価格入札者が直接納入を受けようとする資材業者及び機械リース会社等】

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～ 年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

労務	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～ 年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	手持ち資材
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～ 年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	自社手持ち
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工 事 名	発注者名	工 期	金 額	備 考
				（元請，下請の別）
【工事費の縮減可能額及び計数的根拠】				
【工事費の縮減可能額及び計数的根拠】				
【工事費の縮減可能額及び計数的根拠】				
【工事費の縮減可能額及び計数的根拠】				
【工事費の縮減可能額及び計数的根拠】				

手持ち工事の状況（対象工事関連）

工 事 名 (工事地先名)	発注者名	工 期	金 額	備 考
				(元請, 下請の別)
【工事費の縮減可能額及び計数的根拠】				
【工事費の縮減可能額及び計数的根拠】				
【工事費の縮減可能額及び計数的根拠】				
【工事費の縮減可能額及び計数的根拠】				
【工事費の縮減可能額及び計数的根拠】				

(提出様式6)

配置予定技術者等名簿

[illegible]

(提出様式7)

契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連

(提出様式8)

手 持 ち 資 材 の 状 況

[illegible]

(提出様式9)

資 材 購 入 先 一 覽

[illegible]

(提出様式10)

手 持 ち 機 械 の 状 況

[illegible]

(提出様式11)

機 械 リ ー ス 元 一 欄

[illegible]

(提出様式12)

労 務 者 の 確 保 計 画

[illegible]

(提出様式13)

工 種 別 労 務 者 配 置 計 画

[illegible]

(提出様式14)

過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

[illegible]

(提出様式15)

建設副産物の搬出地

[illegible]

建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

[illegible]

安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）

実施内容	配置期間	員数	所属会社名	費用負担 (元請・下請)	単価 (千円)	数量	配置図
A工区交通規制（片側 2車線）	R〇.〇.〇 ～ R〇.〇.〇	2人		元請		〇日	図〇
	R〇.〇.〇 ～ R〇.〇.〇	4人		元請		〇日	図〇
	R〇.〇.〇 ～ R〇.〇.〇	3人		元請		〇日	図〇
	R〇.〇.〇 ～ R〇.〇.〇	4人		元請		〇日	図〇

誓 約 書

令和 年 月 日

広島県〇〇事務所長 様

住所
氏名

当社が当該工事の入札において、1次下請業者と500万円以上の契約を行う場合は、下請業者に対し次の内容をあらかじめ確認した上で契約手続きを行うことを誓約します。

- 1 下請業者が賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていること。
- 2 工事中に社会保険労務士による労務監査を受け、指摘事項がある場合は、速やかに改善を行うこと。

工事名 : _____

別紙様式 1 （第 9 条関係）

苦 情 申 立 書

令和 年 月 日

（入札契約担当職員） 様

住所

氏名

次の工事について、落札者として選定されなかった（入札が失格とされた）ので、その理由の説明を求めます。

工事名	
工事場所	
説明を求める理由	
そ の 他	

（備考） 不要の文字は、消すこと。

別紙様式 2（第 9 条関係）

苦 情 申 立 回 答 書

令和 年 月 日

（申立者） 様

（入札契約担当職員）

令和 年 月 日付けで申立てのあったこのことについては、次のとおりです。

工事名	
工事場所	
落札者として選定されなかった理由（入札が失格とされた理由）	
そ の 他	

この回答書に不服があるときは、回答日の翌日から起算して 7 日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第 2 号）第 1 条に規定する県の休日を含まない。）以内に、入札契約担当職員に対して再苦情の申立てをすることができます。

（備考）不用の文字は、消すこと。

(審査様式1)

低 入 札 価 格 調 査 表

		入札執行者名			
		開札日			
1 工事名		業者名			
2					
種別	設計金額 (千円)	見積金額 (千円)	差額 (千円)	著しい差のある理由	
直接工事費			0		
共通仮設費種上計			0		
直接費			0		
共通仮設費率分			0		
共通仮設費計			0		
純工事費			0		
現場管理費			0		
工事原価			0		
一般管理費			0		
工事価格	円	円	0		
消費税					
工事費計					
3					
調査項目		調査結果の概要			
① 経営状況					
② 信用状態					
③ 工事の成績状況等					
④ その他					
4 契約担当職員の意見					

注 3の③の調査欄には、当該課（事務所）が当該低価格入札期日から過去2年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者は施行した工事に係る契約締結年月日、工事名及び現状を別紙調査表に記入したうえで、総合的な意見を記入する

低 入 札 価 格 調 査 結 果 表

(単位： 円)

工事名		予定価格 A		入 札 執 行 者 名	
				開 札 年 月 日	
				調査基準価格 B	B/A (%)

低価格入札者のうち 調査を受けた者	入 札 価 格 C	落 札 率 C/A (%)	調 査 結 果 の 表 示	
			契約の内容に適合した履行の当否	理 由
摘 要	金額は税を含まない。			

注

(1) 低価格入札者のうち調査を受けた者について、入札価格の低い順に作成すること。
(2) 「契約の内容に適合した履行の当否」の欄には「当」または「否」を記入すること。
(3) 「理由」欄は、(2) で「否」と記入した場合のみ記入することとし、その理由は具体的に記入すること。

令和 年 月 日調査

(施工中様式1)

下請負契約の変更に関する理由書

令和 年 月 日

様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

この工事について、低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする理由等は、次のとおりです。

- 1 工 事 名 : _____
- 2 工事箇所 : _____
- 3 請負金額 : _____
- 4 工 期 : _____
- 5 変更内容

	下請業者の 商号又は名称	所 在 地	許可番号 (許可年月日)	許可業種	契 約 内 容	契約金額 (見積金額)	技術者氏名	技術者資格
変更前			国土交通大臣 知事 般・特 号 (H . .)			千円		イ・ロ・ハ
変更後			国土交通大臣 知事 般・特 号 (H . .)			千円		イ・ロ・ハ

- ※1 許可番号については、必要なものを○で囲むこと。
- 2 許可業種は、下請業者の有する許可のうち、当該下請工事に必要な業種のみを記載すること。
- 3 技術者資格は、建設業法第7条第2号イ・ロ・ハのうち該当するものの記号を○で囲むこと。

6 理 由

※理由を具体的に記載してください。

- ※ 変更の理由がやむを得ないと認められる合理性を客観的に証明する資料等を添付すること。
- (注) 1 変更後の下請業者の許可証及び許可申請書又は変更届出書の写しを添付すること。
- 2 変更後の契約内容を確認できる資料（見積書の写し等）を添付すること。
- 3 技術者資格に係る資格者証等（監理技術者資格者証を有している場合は、監理技術者資格者証）の写しを添付すること。（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。）
- 4 主任技術者と下請負人との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
- 5 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更理由書を再提出すること。
- 6 実際に下請契約を締結した場合は、土木工事共通仕様書に基づき、施工体制台帳を提出すること。

(施工中様式2)

主要資材の購入契約の変更に関する理由書

令和 年 月 日

様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

この工事について、低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする理由等は、次のとおりです。

1 工 事 名 :

2 工事箇所 :

3 請負金額 :

4 工 期 :

5 変更内容

	資 材 名	購 入 先	購 入 先 所 在 地	単 位	数 量	単 価
変更前						千円
変更後						千円

6 理 由

※理由を具体的に記載してください。

※ 変更の理由がやむを得ないと認められる合理性を客観的に証明する資料等を添付すること。

- (注) 1 購入内容変更後の主要資材購入先名簿を添付すること。
2 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更理由書を再提出すること。

(施工中様式3)

下請業者等への代金の支払状況の確認に関する資料提出書

令和 年 月 日

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

次の工事の下請業者又は資材業者等（以下「下請業者等」という。）への代金の支払状況に関する資料を別紙のとおり提出します。

なお、当該資料の記載内容は事実と相違ないことを確約します。

また、施工体制等や下請業者等への代金の支払状況等に関し、追加資料の提出請求や営業所の現地調査等が行われる場合には、誠実に協力します。

1 工 事 名：

2 工 事 箇 所：

3 請 負 金 額：

4 工 期：

5 特定建設業者： 該 当 ・ 非 該 当

※該当する項目に○を記入すること

下請業者等への代金の支払状況

【工事名： 令和 年 月支払分】

支 払 先		契 約 内 容	既払金額	今 回 支 払 内 容				前払金		工事目的物の引渡し		請求日	支払日
商号・名称	許可番号 (許可年月日)			出来高	支払金額	支払手段		使用の有無	使用金額	引渡し の有無	引渡し日		
		分 類	契約金額			現金率	支払手段 (サイン)						
	国土交通大臣 般・特 (H . . .)号	下 請 材 料 その他	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 般・特 (H . . .)号	下 請 材 料 その他	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 (H . . .)号	下 請 材 料 その他	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 (H . . .)号	下 請 材 料 その他	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 (H . . .)号	下 請 材 料 その他	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 (H . . .)号	下 請 材 料 その他	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 (H . . .)号	下 請 材 料 その他	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 (H . . .)号	下 請 材 料 その他	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 (H . . .)号	下 請 材 料 その他	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 (H . . .)号	下 請 材 料 その他	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 (H . . .)号	下 請 材 料 その他	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 (H . . .)号	下 請 材 料 その他	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 (H . . .)号	下 請 材 料 その他	千円	%	千円	%	%		千円				

(注1) 同一業者と複数の契約を行っている場合は、一契約単位ごとに記入すること。

(注2) 前払金については、県から支払済の前払金を、下請業者等への支払に充てた場合に記入すること。

※1 元請負人は、県から出来形部分に対する支払い又は工事完成後における支払いを受けたときは、その日から1か月以内のできる限り短い期間に、その支払いの対象となった建設工事を施工した下請負人に対し、支払いを受けた額に相当する下請代金を支払うこと。また、次の事項に留意すること。(建設業法第24条の3第1項、建設産業における生産システム合理化指針について(H3.2.5建設省経備発第2号))

・ 下請業者等への支払いは、できる限り現金払いとし、手形払いを併用する場合においては、現金払いの比率を高めること。また、下請代金のうち、労務費相当分については、現金払いとすること。

・ 手形払いの期間は、60日以内で、できる限り短くするとともに、一般の金融機関による割引きを受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

※2 元請負人は、県から前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。(建設業法第24条の3第3項)

※3 特定建設業者である元請業者は、県からの工事代金の支払いの有無に拘らず、下請負人から建設工事の目的物の引渡しの申し出を受けたときは、50日以内に、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払うこと。

また、当該下請代金を手形により支払う場合は、一般の金融機関による割引が困難であると認められる手形を交付してはならない。(建設業法第24条の6第1項、及び同条第3項)

下請業者等への代金の支払状況

【工事名：国道〇〇〇号 道路改良工事（△工区）】

【平成２４年１１月支払分】

支 払 先		契 約 内 容		今 回 支 払 内 容						前 払 金		工 事 目 的 物 の 引 渡 し		請 求 日	支 払 日
商 号 ・ 名 称	許 可 番 号 (許 可 年 月 日)	内 容	分 類	契 約 金 額	既 払 金 額	出 来 高	支 払 金 額	支 払 手 段		使 用 の 有 無	使 用 金 額	引 渡 し の 有 無	引 渡 し 日		
□□□□建設㈱	国土交通大臣 広島県知事 般・特 11111号 (H23・12・21)	掘削工	下請 材料 その他	千円 20、000	千円 18、000	% 100	千円 2、000	% 100	% 0 (日)	有	千円 2、000	有	H24.10.16	H24.10.18	H24.11.15
☆☆☆☆建設㈱	国土交通大臣 知事 般・特 22222号 (H22・11・11)	法面整形工	下請 材料 その他	千円 10、000	千円 6、000	% 80	千円 1、200	% 50	% 50 (60日)	有	千円 1、200	無	—	H24.10.18	H24.11.15
〇〇〇〇建設㈱	国土交通大臣 知事 般・特 33333号 (H23・10・10)	法面工	下請 材料 その他	千円 50、000	千円 20、000	% 60	千円 7、000	% 50	% 50 (90日)	無	無	無	—	H24.10.18	H24.11.15
◇◇警備保障㈱	国土交通大臣 知事 般・特 (H・・・)	警備委託	下請 材料 その他	千円 5、000	千円 1、300	%	千円 200	% 100	% 0 (日)	無	千円	—	—	H24.10.17	H24.11.15
△△生コン協同組合	国土交通大臣 知事 般・特 (H・・・)	生コン購入	下請 材料 その他	千円 20、000	千円 7、000	%	千円 2、000	% 100	% 0 (日)	有	千円 2、000	—	—	H24.10.19	H24.11.15
	国土交通大臣 知事 般・特 (H・・・)		下請 材料 その他	千円	千円	%	千円	%	% (日)		千円				
	国土交通大臣 知事 般・特 (H・・・)		下請 材料 その他	千円	千円	%	千円	%	% (日)		千円				
	国土交通大臣 知事 般・特 (H・・・)		下請 材料 その他	千円	千円	%	千円	%	% (日)		千円				
	国土交通大臣 知事 般・特 (H・・・)		下請 材料 その他	千円	千円	%	千円	%	% (日)		千円				

(注1) 同一業者と複数の契約を行っている場合は、一契約単位ごとに記入すること。

(注2) 前払金については、県から支払済の前払金を、下請業者等への支払に充てた場合に記入すること。

※1 元請人は、県から出来形部分に対する支払い又は工事完成後における支払いを受けたときは、その日から1か月以内のできる限り短い期間に、その支払いの対象となった建設工事を実施した下請負人に対し、支払いを受けた額に相当する下請代金を支払うこと。また、次の事項に留意すること。(建設業法第24条の3第1項、建設産業における生産システム合理化指針について(H3.2.5建設省経備発第2号))

・ 下請業者等への支払いは、できる限り現金払いとし、手形払いを併用すること。現金払いの比率を高めること。また、下請代金のうち、労務費相当分については、現金払いとすること。

・ 手形払いの期間は、60日以内で、できる限り短くするとともに、一般の金融機関による割引きを受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

※2 元請人は、県から前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。(建設業法第24条の3第3項)

※3 特定建設業者である元請業者は、県からの工事代金の支払いの有無に拘らず、下請負人から建設工事の目的物の引渡しの申し出を受けたときは、50日以内に、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払うこと。

また、当該下請代金を手形により支払う場合は、一般の金融機関による割引が困難であると認められる手形を交付してはならない。(建設業法第24条の6第1項、及び同条第3項)

提出日： 令和 年 月 日

低入札価格調査制度調査対象工事に係る
工事完成後調査

(工事名)

(受注者名)

受注者(ヒアリング調査担当者)の連絡先及び氏名

連絡先(電話)：

連絡先(メール)：

担当者：

提出資料一覧表

	様式	名 称	重点 調査 以外	重点 調査	ページ
	完成後様式1	表紙	○	○	
	完成後様式2	提出資料一覧表	○	○	
	完成後様式3	提出資料チェックリスト	○	○	
	完成後様式4	理由書（低価格で施工可能な理由等）	○	○	
調 査 票	完成後様式5	工事費内訳調査票 ※「一次下請」及び「元請が手配した建設工事以外の社」を 全て記入 ※「二次下請以下」及び「一次下請以下が手配した建設工事 以外の社」は、一次下請に含めて記入	○	○	
	完成後様式6	施工体系図 ※「全ての下請」及び「全ての建設工事以外の社」を記入	○	○	
		<添付資料> ○外注に係わる資料 ・当初契約書～最終契約書の写し ・請求・支払（金額、日付）が確認できる資料 ・支払状況を整理した資料 ※「完成後様式6」に記入した「全ての社」について添付	○	○	
比 較 表	完成後比較表1	積算内訳書の比較表 <添付資料> 低入札価格調査で提出した工事費内訳書の様式1～様式3 重点調査の場合は重点調査資料	○	○	
	完成後比較表2	手持ち資材の比較表		○	
	完成後比較表3	資材購入先一覧（主要資材）の比較表		○	
		<添付資料> ○主要資材購入に係わる資料 ・支払（金額、日付）が確認できる資料		○	
	完成後比較表4	手持ち機械の比較表（主要機械）		○	
	完成後比較表5	労務者の確保計画の比較表 ※「完成後様式6」に記入した「全ての社」について記入	○	○	
		<添付資料> ・労務員数の確認ができる資料（出勤簿等） ・日額賃金が確認できる資料 ・1つの職種に複数の従事者が存在する場合は、平均単価の 算出方法が確認できる資料 ※「完成後様式6」に記入した「全ての社」について添付	○	○	
	完成後比較表6	工種別労務者配置計画の比較表 ※「完成後様式6」に記入した「全ての社」について記入		○	
	完成後比較表7	建設副産物の搬出等の比較表		○	
		<添付資料> ○建設副産物処理に係わる資料 ・支払（金額、日付）が確認できる資料		○	

※工事完成後に受注者が提出する様式及び本提出用紙編でのページを上表に示す。

※低入札調査時に重点調査を行なった場合は上表すべての様式を提出する。

※低入札調査時に重点調査を行っていない場合は上表の該当する様式を提出する。

提出資料チェックリスト

※このチェックリストは、提出資料の内容を確認するものです。
提出前に確認の上、チェックして提出して下さい。

【完成後様式4】低価格で施工可能な理由書	
☐	「当該価格で施工可能な理由」などを直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の各費目別に具体的に記入している。 また、当初予定していた内容に変更がある場合は、その理由などを具体的に記入している。
【完成後様式5】工事費内訳調査票	
☐	「一次下請」及び「元請が手配した建設工事以外の社(交通誘導、運搬等)」を全て記入している。
☐	「二次下請以下」及び「一次下請以下が手配した建設工事以外の社」は、一次下請に含めて記入している。
☐	①直接工事費と②間接工事費は、この工事に要した費用全てを積み上げて記入している。
☐	『元請＋元請外注』の⑧工事請負額は、最終契約額と一致している。
☐	各下請業者の⑧工事請負額は、最終契約額と一致している。
☐	①直接工事費の合計が、【完成後比較表1】の工事完成時の直接工事費と一致している。
☐	①直接工事費(2)労務費は、下請の労務費も計上している。
☐	(1)共通仮設費の合計が、【完成後比較表1】の工事完成時の共通仮設費と一致している。
☐	(2)現場環境改善費が、【完成後比較表1】の工事完成時の現場環境改善費と一致している。
☐	(3)現場管理費が、【完成後比較表1】の工事完成時の現場管理費と一致している。
☐	(3)現場管理費 5)社員等従業員給料手当には、この工事の現場代理人・主任技術者(監理技術者)及び担当技術者の給与・賞与の合計を記入している。
☐	(3)現場管理費 7)法定福利費には、すべての社について金額を記入している。
☐	③一般管理費が、【完成後比較表1】の工事完成時の一般管理費と一致している。
☐	③一般管理費は、【⑥工事価格－(①直接工事費＋②間接工事費)】の額を計上している。
【完成後様式6】施工体系図	
☐	「全ての下請」及び「全ての建設工事以外の社(交通誘導、運搬等)」を記入している。
☐	【完成後様式6】に記入した全ての社の「当初契約書～最終契約書」の写しを添付している。
☐	【完成後様式6】に記入した全ての社の「請求・支払(金額、日付)が確認できる資料(請求書、銀行等の振込金受取書、振込の承認結果、取引履歴照会結果など)」を添付している。
☐	上記の支払状況を整理した資料を添付している。(参考様式参照)

【完成後比較表1】積算内訳書の比較表に対する明細書の比較表	
☐	【完成後比較表1】の入札時の欄については、低入札価格調査資料や工事費内訳書に記入された内容を記入している。
【完成後比較表2】手持ち資材の比較表	
☐	【完成後比較表2】の入札時の欄については、低入札価格調査資料(提出様式8)に記入された内容を記入している。
【完成後比較表3】 資材購入先一覧(主要資材)の比較表	
☐	【完成後比較表3】の入札時の欄については、低入札価格調査資料(提出様式9)に記入された内容を記入している。
☐	支払(金額、日付)が確認できる資料(銀行等の振込金受取書、振込の承認結果、取引履歴照会結果など)を添付している。
☐	上記の支払状況を整理した資料を添付している。(参考様式参照)
【完成後比較表4】手持ち機械の比較表(主要機械)	
☐	【完成後比較表4】の入札時の欄については、低入札価格調査資料(提出様式10)に記入された内容を記入している。
【完成後比較表5】労務者の確保計画の比較表	
☐	【完成後様式6】に記入した全ての社について記入している。
☐	【完成後比較表5】の入札時の欄については、低入札価格調査資料(提出様式11)や工事費内訳書に記入された内容を記入している。
☐	工事完成時(実績)の員数の合計は、この工事の日報等の労務者の総数になっている。
☐	各社の工事完成時(実績)の労務者支払額の合計は、【完成後調査様式5】の①直接工事費(2)労務費と一致している。
☐	労務者支払額、員数、平均単価は、工種毎に集計したものを計上している。 ※低入札価格調査資料(提出様式11)等に全ての工種を計上していない場合は、入札時の欄は資料に記入されたもののみ記入し、工事完成時の欄は全ての工種について記入すること。)
☐	全ての社の「労務員数の確認できる資料(出勤簿等)」を添付している。
☐	職種毎(労務者毎)の日額賃金を確認できる資料を添付している。(1つの職種に複数の従事者が存在する場合は、平均単価の算出方法を確認できる資料を添付している。)
【完成後比較表6】工種別労務者配置計画の比較表	
☐	【完成後様式6】に記入した全ての社について記入している。
☐	【完成後比較表6】の入札時の欄については、低入札価格調査資料(提出様式12)に記入された内容を記入している。
【完成後比較表7】建設副産物の搬出等の比較表	
☐	【完成後比較表7】の入札時の欄については、低入札価格調査資料(提出様式14)に記入された内容を記入している。
☐	建設副産物は、適切に処理している。
☐	支払(金額、日付)が確認できる資料(銀行等の振込金受取書、振込の承認結果、取引履歴照会結果など)を添付している。

理由書（低価格で施工可能な理由）

記入要領	「当該価格で施工可能な理由」などを、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の各費目別に具体的に記載してください。 また、当初予定していた内容に対して「金額が著しく増、減額した」、「下請等変更した」など変更が生じた場合は、併せてその理由を具体的に記載してください。
1 低価格で施工可能な理由 (1)直接工事費 (2)共通仮設費 (3)現場管理費 (4)一般管理費 2 金額が著しく増減した理由 3 下請負人が変更又は追加等となった理由(金額の変更等も含む) 4 主要資材購入先が変更又は追加となった理由(金額の変更等も含む) 5 その他 	

【記入例】

① 工事費内訳調査票

費 目		元請+ 元請外注	元請	元請 外注合計	1 A社 〇〇円	2 B社 〇〇円	3 C社 〇〇円	4 D社 〇〇円	5 A社 〇〇円	6 B社 〇〇円	7 C社 〇〇円	8 D社 〇〇円	9 D社 〇〇円
①直接工事費													
(1) 材料費		4,036,250	#####	#####	#####								
(2) 労務費		2,795,000	572,000	#####	#####								
(3) 支給材料費		324,250	124,250	200,000	200,000								
(4) 直接経費		0	0	0	0								
1) 特許使用料		0	0	0	0								
2) 水道光熱電力料		0	0	0	0								
(5) 特殊経費（処分費・上下水道料金・有料道路利用料）		917,000	97,000	0	0								
②間接工事費		6,643,220	#####	522,000	522,000								
(1) 共通仮設費		1,748,190	#####	0	0								
1) 運搬費		512,000	512,000	0	0								
2) 準備費		0	0	0	0								
3) 事業損失防止施設費		0	0	0	0								
4) 安全費		1,236,000	#####	0	0								
5) 役務費		0	0	0	0								
6) 技術管理費		190	190	0	0								
7) 営繕費		0	0	0	0								
8) その他		0	0	0	0								
(2) 現場環境改善費		0	0	0	0								
(3) 現場管理費		4,895,030	#####	270,000	270,000								
1) 労務管理費		270,000	270,000	0	0								
2) 安全訓練等に要する費用		0	0	0	0								
3) 租税公課		16,000	15,000	1,000	1,000								
4) 保険料		393,000	373,000	20,000	20,000								
5) 社員等従業員給料手当		1,134,000	#####	0	0								
6) 退職金		0	0	0	0								
7) 法定福利費		2,120,000	#####	80,000	80,000								
8) 福利厚生費		30	30	0	0								
9) 事務用品費		0	0	0	0								
10) 通信交通費		30,000	20,000	10,000	10,000								
11) 交際費		0	0	0	0								
12) 補償費		0	0	0	0								
13) 外注経費		231,000	231,000	231,000	231,000								
14) 工事登録に要する費用		10,000	10,000	0	0								
15) 雑費		691,000	511,000	180,000	180,000								
③一般管理費		1,000,000	789,000	211,000	211,000								
④鋼橋等工場制作費、電気器具機器費等		0	0	0	0								
⑤別途調査等工事師格		11,619,470	#####	#####	#####								
⑥工事師格		934,358	681,878	252,480	252,480								
⑦消費税相当額		12,613,828	#####	#####	#####								
⑧工事請負額													

【一次下請】及び「元請が手配する建設工事以外の社」を全て記載すること

【完成後比較表5】と一致させること（二次下請以下は一次下請に含めること）

「完成後比較表1」と一致させること

下請業者の工事費の内訳は、見積もり・ヒアリング・賃金台帳等を
確認の上、可能な範囲で記入し

て下さい出来る限り記入すること。

最終契約金額と一致すること

下請との最終契約金額と一致すること

施工体系図

発注者名	
工事名称	

工期	自 年 月 日
	至 年 月 日

元請名	
現場代理人名	
監理技術者名	
低入札技術者名	
専門技術者名	
専門技術者名	
専門技術者名	
専門技術者名	
専門技術者名	
専門技術者名	

元方安全衛生管理者	
-----------	--

会長	総括安全衛生責任者
副会長	

書記	
----	--

【記入要領】
○「全」すべての下請」及び「全」すべての建設工事以外の社」について記入してください。
○単価契約の社については、最終契約相当額を記入してください。
＜添付資料＞
○外注に係わる資料
・全ての社の契約書の写し及び請求・支払が確認できる資料を添付してください。(完成後様式2, 3)参照)

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
最終契約額	

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
最終契約額	

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
最終契約額	

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
最終契約額	

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
最終契約額	

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
最終契約額	

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
最終契約額	

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
最終契約額	

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
最終契約額	

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
最終契約額	

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
最終契約額	

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
専門技術者	
専門技術者	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
最終契約額	

積算内訳書の比較表

[illegible]

【記入例】

積算内訳書の比較表

記入要領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば、その資料に基づき記入してください。 2) 官積算の設計内訳書に対応する工種・種別に分けて記入してください。 3) 入札時の元請（当初予算）欄は、入札時の事情聴取や工事費内訳書に提出した資料と照合して記入してください。 4) 「元請（実績）／（当初）」の欄において、著しい増減がある場合、その理由を備考欄に記入してください。（契約数量変更に伴う増減は除く。）												
	工事名												
	工事区分・ 工種・種別	単位	入 札 時				工事完成時				元請(実績) ／(当初)	官積算(実績) ／(当初)	備考
			元請（当初予算）		官積算（予定価格）		元請/ 官積 (%)	元請（完成時実績）		官積算（最終）		元請/ 官積 (%)	
数量			a 金額（円）	数量	b 金額（円）	数量		c 金額（円）	数量	d 金額（円）	c/a		
本工事費													
道路改良													
法面工													
防草工													
防草コンクリート	式	1	151,000	1		1	132,000	1		#####	87.4%		
舗装													
舗装工													
アスファルト舗装工													
下層路盤（車道・路肩部）	m2	2,860	1,853,500	2,860		2,920	1,883,400	2,920		#####	101.6%		
上層路盤（車道・路肩部）	m2	2,860	2,005,000	2,860		2,980	2,086,000	2,980		#####	104.0%		
表層（車道・路肩部）	m2	2,860	4,722,100	2,860		3,100	5,115,000	3,100		#####	108.3%		
上層路盤（歩道部）	m2					125	73,750	125		#####	#DIV/0!		工種追加
表層（歩道部）	m2					130	166,400	130		#####	#DIV/0!		工種追加
緑石工													
緑石工													
追加工種があった場合は記入してください		370	1,733,000	370		385	1,555,430	385		#####	89.8%		
路側防護柵工													
ガードレール	m	125	832,400	125		125	812,540	125		#####	97.6%		
区画線工													
区画線工													
溶融式区画線	m	330	96,900	330		345	98,325	345		#####	101.5%		
溶融式区画線	m	620	175,000	620		720	176,400	720		#####	100.8%		
全工種共通仮設													
仮設工													
交通管理工													
交通誘導警備員	人	10	111,000	10		12	133,200	12		#####	120.0%		
直接工事費計			11,679,900				12,232,440			#####	104.7%		
共通仮設費（積上げ分）			0										
共通仮設費（率分）			1,940,000				1,981,700				102.1%		
共通仮設費（計）			1,940,000				1,981,700				102.1%		
純工事費			13,619,900				14,214,140				104.4%		
現場管理費			4,464,000				3,699,850				82.9%		
工事原価			18,083,900				17,914,000				99.1%		
一般管理費等			1,198,867				3,399,834				283.6%		
契約保証費			7,233				7,166				99.1%		
一般管理費（計）			1,206,100				3,407,000				282.5%		
工事価格			19,290,000				21,321,000				110.5%		

資料購入先一覧表（主要資材）の比較表

[illegible]

手持ち機械の比較表（主要機械）

[illegible]

【記入例】

労務者の確保計画の比較表

記入要領	1) 各工種毎に、【完成後様式6】に記入した全ての社について記入してください。 2) 下請会社との関係・会社名を明記してください。（自社労務者の場合は、「自社」と記入してください。） 3) 工事完成時(実績)の単価(労務費)の欄は、備え付けの賃金台帳等により個々の単価を割出し、職種による平均単価を計上してください。 4) 入札時(当初の予定)の欄は、入札時の事情聴取に提出した資料(低入札調査提出様式11、工事費内訳書等)と照合して記入してください。 工事完成時(実績)の員数欄は、工事日報による実働員数を記入してください。但し、各工種毎の職種の区分が困難な場合には、総合計の員数を計上してください。 5) 当初と実績の単価が違う場合、備考欄に理由を記入してください。(軽微な場合を除く) 6) 労務者支払額、員数及び平均単価の算出方法が確認できる資料を添付してください。(【完成後様式2、3】参照)												
	工事名												
	工 種	職 種	入札時(当初の予定)			工事完成時(実績)				官単価 (最終) c	当初/実 績 b/a	実績/官 単価 b/c	備考
			単価 a	員数	下請会社との関係・下請 け会社名等	労務者 支払額	員数	平均単価 b	下請会社との関係・下請 け会社名等				
	土工	普通作業員	13,000	8	自社	253,000	18	14,100	自社		108.5%	#D1V/01	
		土木一般世話役	18,000	2	自社	55,300	3	18,400	自社		102.2%		土工と一括
	法面工	普通作業員	13,000	5	自社				自社				土工と一括
		土木一般世話役	18,000	1	自社				自社				
	舗装工	普通作業員	15,000	15	■■■■(株)	145,200	9	16,100	■■■■(株)		107.3%		
		土木一般世話役	21,000	3	■■■■(株)	68,000	3	22,700	■■■■(株)		108.1%		
	普通作業員				118,000	8	14,800	二次下請 ○○○(有)		#D1V/01			
区画線工	普通作業員				74,200	5	14,800	南◇◇		#D1V/01		工種追加	
	土木一般世話役				38,000	2	19,000	南◇◇◇		#D1V/01		工種追加	
防護柵工	普通作業員	14,500	8	△△△(株)	138,000	9	15,300	▼▼▼(株)		105.5%		下請会社変更	
	土木一般世話役	22,000	3	△△△(株)	62,000	3	20,700	▼▼▼(株)		94.1%		下請会社変更	
交通管理工	交通誘導警備員	15,000	22	●●●(株)	300,000	25	12,000	●●●(株)		80.0%			
合 計				/	1,251,700	85			/				

建設副産物の搬出等の比較表

[illegible]